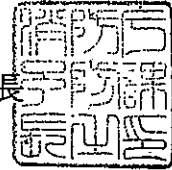


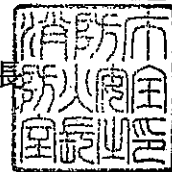
消 防 予 第 1 7 号  
消 防 安 第 3 2 号  
平 成 1 7 年 1 月 2 5 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長



消 防 庁 防 火 安 全 室 長



住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る  
技術ガイドラインの一部改正等について

住宅火災による死者数が急増していること等にかんがみ、住宅の部分に住宅用防災機器を設置及び維持することを義務づけるための消防法の一部改正等（平成18年6月1日施行）が行われるとともに、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」（平成17年総務省令第11号）により住宅用火災警報器及び住宅用自動火災報知設備の規格が定められたところです。

このほか、「台所等における住警器等の設置・維持の指導要領及び定温式住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」（平成17年1月25日付け消防安第17号）において、定温式住宅用火災警報器等の技術ガイドラインが示されたところです。

これらを踏まえ、これまで住宅用火災警報器等の技術的基本事項を定めた「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」（平成3年3月25日付け消防予第53号）及び関連通知の一部を下記の通り改正することとしました。

また、これに併せて「住宅用火災警報器の認証について」（平成3年5月27日付け消防予第110号）及び「住宅用火災警報器（熱感知性能を有するもの）の壁面設置について」（平成11年7月19日付け消防予第180号）は、廃止します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に周知されるようよろしく申し上げます。

記

- 1 「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」(平成3年3月25日付け消防予第53号)の一部を次のとおり改正する。

題名中「及び住宅用火災警報器」を削る。

本文中「今般、住宅防火対策の一環として、住宅に設置するための住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて別添一及び別添二のとおり定めたので通知する。」を「今般、住宅防火対策の一環として、住宅に設置するための住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドラインについて別添のとおり定めたので通知する。」に、「これらの設備・機器については、」を「この設備については、」に改める。

本文中「なお、住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインに適合するものに係る認証等について並びに「簡易型火災警報器の基準について」(昭和53年1月30日付け消防予第22号)及び「簡易型火災警報器の設置に関する基準の細目について」(昭和53年5月23日付け消防予第96号)の取扱いについては、おって通知する予定である。」を削る。

「別添一」を「別添」に改め、「別添二」を削る。

- 2 「住宅用防災機器等推奨制度の創設について」(平成3年9月30日付け消防予第200号)の一部を次のとおり改正する。

本文1(2)オ中「、住宅用自動火災報知設備」を「、住宅用防災報知設備」に改める。

本文2表中

「

感知・通報・警報関係	住宅用火災警報器 (簡易型火災警報器を含む)	「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」(平成3年3月25日付け消防予第53号)別添2に定める技術ガイドラインに適合するもの
	住宅用自動火災報知設備	感知器、中継器及び受信機がそれぞれ「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」(昭和56年自治省令第17号)、「中継器に係る技術上の規格を定める省令」

		(昭和 56 年自治省令第 18 号) 及び「受信機に係る技術上の規格を定める省令」(昭和 56 年自治省令第 19 号)に適合するもの
--	--	--

」を

感知・通報・警報関係	住宅用防災報知設備又は定温式住宅用火災警報器	「住宅用防災警報器及び住宅用火災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」(平成 17 年総務省令第 11 号)に適合するもの又は「住宅用火災警報器等の設置等について」(平成 17 年 1 月 25 日付け消防安第 17 号)別添に規定する「定温式住宅用火災警報器に係る技術上の規格等の基準」に適合するもの
	住宅用自動火災報知設備	感知器、中継器及び受信機がそれぞれ「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」(昭和 56 年自治省令第 17 号)、「中継器に係る技術上の規格を定める省令」(昭和 56 年自治省令第 18 号)及び「受信機に係る技術上の規格を定める省令」(昭和 56 年自治省令第 19 号)に適合するものであり、補助警報装置にあっては「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」(平成 17 年 1 月 25 日総務省令第 11 号)に適合するもの

」に

消火関係	住宅用スプリンクラー設備	「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」(平成 3 年 3 月 25 日付け消防予第 53 号)別添 1 に定める技術ガイドラインに適合するもの
------	--------------	---

」を

消火関係	住宅用スプリンクラー設備	「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドラインについて」(平成3年3月25日付け消防予第53号)別添に定める技術ガイドラインに適合するもの
------	--------------	--

」に

改める。

- 3 「住宅用スプリンクラー設備の認証等について」(平成3年9月30日付け消防予第201号)の一部を次のとおり改正する。

本文中「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて」を「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドラインについて」に改める。